

ひめぎんアプリ利用規約

ひめぎんアプリ利用規約（以下、「本規約」といいます）は、個人のお客さまが、株式会社愛媛銀行（以下、「当行」といいます）が提供するスマートフォン向けアプリケーション「ひめぎんアプリ」（以下、「本アプリ」といいます）を利用する場合に適用します。本アプリを利用する場合、利用者は本規約のほか、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解・同意したうえで、自らの判断と責任において本アプリを利用するものとします。

第1条（サービス内容）

本アプリは、本規約の条件のもとで、スマートフォン（以下、「端末機」といいます）にダウンロードし、これを起動させた後、第8条1項記載の手続きをアプリ上で行うことで当行所定のサービス（以下、本サービスといいます）を受けることができるサービスです。

第2条（利用資格）

日本国内に居住する個人のお客さまが、本アプリを利用することができます。なお、お客さまは、端末機を使用することに起因するリスク（不正使用や通信中の回線切断等）、および当行が安全確保のために採用しているセキュリティ対策について理解し、自らの判断と責任において本アプリを利用するものとします。

第3条（利用口座）

1. 本アプリで利用できる口座（利用口座といいます）は、ご本人名義の普通預金口座（総合口座、カードローン口座含む）、貯蓄預金、定期預金、積立定期預金、定期積金、財産形成預金、および運用資産（投資信託、外貨預金）となります。
2. 本アプリ登録時、最初に登録した口座のことをメイン口座といいます。メイン口座は、キャッシュカードを発行しているご本人名義の普通預金口座（総合口座、カードローン口座含む）のみ登録することができます。
3. メイン口座登録後、追加で登録する普通預金口座のことを、追加口座といいます。

第4条（本アプリの利用に必要な端末機の環境）

1. 本アプリの利用に必要な端末機の環境は、当行ホームページに表示します。
2. 本アプリの利用に必要な端末機の環境については、変更する場合があります。その場合は当行ホームページに表示します。

第5条（サービス取扱時間）

1. 本アプリは、当行所定のサービス取扱時間内に限り利用できるものとします。なお、当行は事前の通知なくこの時間を変更することができます。
2. サービス取扱時間は当行ホームページに表示します。

第6条（サービス内容の変更）

1. 当行は、本アプリの内容を変更または改良できるものとします。
2. 前項により、本アプリをアップグレードした場合には、お客さまにおいて本アプリを再度ダウンロードしていただく必要があります。また、お客さまのスマートフォンの設定その他のご利用環境によっては、アップグレード後の本アプリがご利用いただけなくなる場合があります。その場合には、本アプリを再ダウンロードしていただく必要があります。また、お客さまの端末機の設定その他のご利用環境によっては、アップグレード後の本アプリがご利用いただけなくなる場合があります。

第7条（サービスの停止）

お客さまに以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも当該お客さまによる本アプリの全部もしくは一部の利用を停止することができます。なお、本アプリの停止は、当行の手続きが完了したときに効力を生じるものとし、この手続き完了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (1) 相続の開始があったとき。

- (2) 当行が本アプリの取扱いを不相当と認める事由が発生したとき。
- (3) お客さまが当行の各種取引約定に違反したとき。
- (4) 前各号のほか、当行に本アプリの停止を必要とする相当の事由が生じたとき。

第8条（利用登録および本人確認）

1. 本アプリを初めて利用する際には、お客さまが、端末機より当行所定の利用口座情報、本人確認事項、当該口座のキャッシュカード暗証番号および通帳記帳済残高下4桁等（以下、「所定事項」といいます）を入力した後、当行が、行内に登録しているお客さま情報と一致していることを確認することで、当行はこれをお客さまご本人からの正式な利用申込であるとみなします。
2. 2回目以降のご利用に際しては、本アプリ利用の都度、予めお客さまが登録したアプリ暗証番号等をアプリの指示に従い入力してください。お客さまが入力したアプリ暗証番号等がアプリ内に保存されている情報と一致している場合、本アプリをご利用いただくことができます。
3. 振込や定期預金取引等、当行が定める重要取引については、同条第1項に加え、Trust Idiom（当人認証サービス）」（後掲「第11条 Trust Idiom（当人認証サービス）の取扱い」）を用いて、本人確認を実施するものとします。
4. キャッシュカード暗証番号や通帳記帳済残高下4桁、アプリ暗証番号等は他人に教えたり、知られたりしないよう、お客さまの責任において厳重に管理してください。
5. 本アプリ利用時に、キャッシュカード暗証番号または通帳記帳済残高下4桁等を当行所定の回数を超えて連続して誤入力した場合、当該お客さまによる本アプリの利用を停止します。
この場合、停止から一定期間経過後に再度ご利用いただけるよう設定するものといたします。
6. 本アプリを削除した後に再度ご利用いただく場合や、本アプリが正常に動作しない場合には、お客さまは、本アプリを再度ダウンロードしていただく必要があります。なお、本アプリを削除した場合、アプリに保存されている情報は一切復元できません。

第9条（取引の依頼）

1. 取引依頼の方法
お客さまは前条に従った利用登録が完了した後、取引に必要な所定事項を当行の指定する方法により正確に当行に伝達することで取引を依頼するものとします。
2. 取引依頼の確定
当行が本アプリによる取引の依頼を受け付けた場合、お客さま宛に依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には、当行の指定する方法で確認した旨を当行に伝達するものとします。この依頼内容の確認が各取引で必要な当行ホームページ掲載のサービス時間内に行われ、当行が受信した時点で取引内容が確定したものとし、各取引の手続きを行います。また、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消し、変更はできないものとします。
3. 資金の引落とし
(1) お客さまが指定する口座より資金の引落としを伴う取引については、前項の取引依頼が確定した後、当行はお客さまから支払依頼を受けた振込・払込資金、振込・払込手数料（消費税を含む）、定期性預金・振替資金等をお客さまの指定する出金口座（以下「出金指定口座」（または「引落口座」））といいます）から、当該出金指定口座にかかる各種規定にかかわらず、払戻請求書等の提出を受けることなしに引落としを行うものとします。
(2) 資金の引落とし時において、引落とし金額（手数料、諸費用がある場合はそれらも含む）が、出金指定口座から払い戻すことができる金額を超える場合は、お客さまからの取引の依頼はなかったものとして取り扱います。また、資金の引落日において出金指定口座からの引落としが複数あり、その引落としの総額が出金指定口座から払い戻すことができる金額を超える場合は、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。
4. 取引の記録
当行は本アプリによる取引内容を電磁的記録等により相当期間保存します。本アプリによる取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容

を正当なものとして取り扱います。

第10条（取引の種類）

本アプリでは以下の取引をご利用いただくことができます。

1. 残高照会・入出金明細

各種預金・定期性預金（定期預金、積立定期預金、定期積金、財産形成預金）・カードローン残高・運用資産（投資信託、外貨預金）の照会および入出金明細（直近5年分）が確認できます。

- (1) 貯蓄預金、定期性預金、運用資産（投資信託、外貨預金）の照会はメイン口座お取引店でのお取引が対象となります。
- (2) 入出金明細照会について、メンテナンス時間帯（1:00～5:00）は、直近2か月の明細のみご照会可能となります。
- (3) メイン口座が属するお取引店については、全ての預金取引が表示されます。
- (4) 追加口座が属するお取引店については、追加登録した普通預金口座のお取引のみ本アプリに表示されます。

2. 引き落とし予定照会

照会時点で予定されている登録口座の引き落とし明細が確認できます。

3. ローン残高照会

メイン口座お取引店の各種個人ローンや住宅ローンの残高および返済予定（6か月分）が確認できます。

4. 運用資産照会（投資信託照会、外貨預金照会）

(1) 投資信託照会

メイン口座お取引店の投資信託残高およびファンドの詳細が確認できます。

(2) 外貨預金照会

メイン口座お取引店の外貨預金（普通預金、定期預金）の残高（外貨額・円換算額）および為替レート（前営業日参考値）が確認できます。

- a. 実際に円貨に振り替える際には所定の手数料を含んだお取引日当日の為替レートが適用されますのでご注意ください。
- b. 投資信託照会および外貨預金照会について、メンテナンス時間帯（1:00～5:00）はご照会いただけません。

5. 振込・振替

(1) 振込

本アプリにご登録いただいている普通預金、または貯蓄預金から、当行本支店および他行の口座宛にお客さまが指定した金額を振り込むことができます。（限度額：50万円/日、振込手数料を含みます）

ただし、「Trust Idiom（当人認証サービス）」の登録が完了するまで本アプリから振込することはできません（後掲「第11条 Trust Idiom（当人認証サービス）の取扱い」）。

- a. 振込の受付にあたっては、当行ホームページ掲載の振込手数料（消費税を含みます）をいただきます。なお、振込手数料は振込資金と合わせて出金口座から引き落とします。
- b. 振込明細の確認
振込後の明細確認については、振込時にご指定いただいた支払口座の入出金明細からご確認ください。
- c. 振込金受取書の不発行
本アプリによる振込について振込金受取書は発行しません。

(2) 振替

本アプリにご登録いただいている口座間（普通預金・貯蓄預金）での振替ができます。（限度額：30万円/日）

(3) 振込・振替依頼の確定後の取消、変更、組戻し

- a. 振込・振替依頼が確定した後の変更または取消はできません。万一、やむをえない事情により、取消を行う場合には、当行所定の方法に従うものとし、当行本支店の窓口での手続が必要となります。
- b. お客さまが本サービスを利用して行った振込の組戻しを行う場合は、当行はお客さまから出金指定口座のお取引店に当行所定の依頼書の提出を受けたうえで、その手続を行うものとし、なお、この場合、前記（1）a. の振込手数料は返却しません。

- c. 当行は振込先の金融機関から返却された振込資金は、当行所定の組戻手数料（消費税等を含む）を差し引きのうえ、お客さまの出金指定口座に入金します。
- d. 当行がお客さまの依頼に基づき発信した振込通知について、振込先金融機関から照会があった場合、または入金指定口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、当行はお客さまに対し、依頼内容について照会することがあります。当行からの照会に対し、相当の期間内に回答がなかった場合、または連絡がつかない等の場合には、当行は振込資金を出金指定口座に入金します。なお、この場合、前記（1）a. の振込手数料は返却しません。

(4) 取引の不成立

以下の各号に該当する場合、当該依頼に基づく取引は不成立となります。

- a. 出金指定口座から第9条第3項に定める資金の引落しができないとき。
- b. 出金指定口座、または入金指定口座が解約済のとき。
- c. お客さまより出金指定口座への出金停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったとき。
- d. 口座名義人等により入金指定口座に対して入金禁止の手続きがとられているとき。
- e. 差押等やむをえない事情があり、当行が支払いを不相当と認めたとき。
- f. 本規約に反して利用されたとき。

6. 定期預金取引

(1) 取扱店の範囲

本アプリで取り扱う定期預金の預け入れ、解約は、四国八十八カ所支店を除く当行本支店にて取扱います。なお、取り扱う商品は、本アプリ専用の定期預金のみとなります。

(2) 定期預金のお預け入れ

本アプリにご登録いただいている利用口座のうち、メイン口座が属するお取引店の普通預金または貯蓄預金口座から依頼金額を引き落とし、お客さまの指定する定期預金へ預入します。なお、適用金利は入金日における当行所定の金利とします。

a. 出金元口座の指定

本アプリに登録済のメイン口座もしくはメイン口座と同一店の普通預金または貯蓄預金口座（以下「振替指定口座」といいます）となります。

なお、定期預金のお利息および解約時の元利金の払い戻しについては、振替指定口座に入金となります。

b. 通帳等

- (a) 通帳、または証書の発行はいたしません。
- (b) 満期案内はいたしません。利率・預入期間・満期日の取扱等は、本アプリを利用してご確認ください。
- (c) 利息計算書は、当行本支店窓口にて発行できます。
（ただし、お取引日から3か月経過以降は発行できません。）
- (d) 本アプリを削除した場合、または端末機を機種変更した場合には、ひめぎんアプリを再インストールのうえ、「初回登録」から削除・機種変更前と同一のメイン口座を登録することで再度ご確認ください。

(3) 定期預金のお引き出し

お客さまが、定期預金一覧から本アプリで預入した定期預金を選択し、解約手続きを指定することで、定期預金作成時の振替指定口座に元利金を入金します。

なお、新規作成日当日でも解約は可能です。

(4) 注意事項

- a. ひめぎんアプリで取り扱う定期預金は、おひとり様最大100口までとなっています。
- b. 少額預金利子の非課税制度（マル優）は取扱いません。
- c. ひめぎんアプリで取り扱う定期預金は、元利金の一部支払いはできません。
- d. 「Trust Idiom（当人認証サービス）」の登録が完了するまで本アプリから定期預金取引を利用することはできません（後掲「第11条 Trust Idiom（当人認証サービス）」の取扱い）。

7. 積立定期預金一部引き出し

メイン口座お取引店の積立定期預金から、指定の金額を登録口座へ振り替えます。（限度

額：30万円／日)

8. 住宅ローン一部繰り上げ返済申込予約

メイン口座お取引店の住宅ローンにおいて一部繰り上げ返済申込の予約ができます。

(1) 一部繰上返済日

約定返済日となります。

なお、一部繰上返済日の毎月ご返済金額引き落とし後残高に対して、一部繰上げ返済を行います（毎月のご返済金額については、別途必要となります）。

(2) 申込受付期間

前回約定返済日の翌日から次回ご返済日の10日前まで申込可能です。次回約定返済日まで9日以下の場合、「一部繰上返済申込ボタン」が表示されません。

(3) 取扱手数料

無料

(4) 一部繰上返済金額

100万円以上（1万円単位）となります。

ただし、一部繰り上げ返済後の残高が100万円以下になる場合は受付できません。

(5) 繰上げ返済のタイプ

「返済額減額方式」または「期間短縮方式」のどちらかをお選びいただけます。

(6) 申込予約の取り直し

繰上返済日の3営業日前までであれば、申込予約の取消が可能です。取消を希望される場合には、フリーダイヤル（0120-22-0576）までご連絡ください。

(7) ご注意事項

a. 住宅ローンお借入れ後、初回の返済日（ボーナス返済併用の場合は、初回のボーナス返済日）が未到来の場合については、対象外となります。

b. ボーナス併用のお客さまでボーナス返済月以外に繰上返済する場合は、前回のボーナス返済月から繰上返済する月までの貸付金利息（ボーナス返済部分のみ）が別途必要となります。

c. 繰上返済金額は当行所定の計算方式により自動計算するため、ご希望の繰上返済金額より下回る場合があります。

d. 繰上返済により保証料の返戻が発生する場合は、後日、保証会社所定の計算方式により保証料を返金いたします。ただし、保証会社によっては全額返済時の返金になる場合があります。

e. 住宅ローン一部繰上返済実施後に、「お支払内容のご案内」をお客さまの登録住所に郵送いたします。

f. フラット35（買取型・保証型）、賃貸住宅ローン、アパートローンは対象外となります。お取引店またはお近くのローンセンターでお手続きください。また、ご契約内容やご返済状況等により本アプリではご利用いただけない場合があります。

9. カードローン照会・増額契約

カードローン契約のあるお客さまにおいて、利用可能額・次回ご返済日・次回ご返済額がご照会いただけます。また、増額対象のお客さまは、増額のご契約ができます。

10. 住所・電話番号変更

メイン口座お取引店にお届けいただいているお客さまご本人のご住所およびお客さま情報を変更します。

(1) ご利用いただけない時間帯

メンテナンス時間帯（毎日1:00～5:00）はご利用いただけません。

(2) 住所・電話番号変更届の受理日

当行が手続きを完了した日（お手続き完了までは3営業日程度かかります）とします。

ただし、ご入力内容とお届けの内容に相違がある場合、内容確認のため、お手続きに時間がかかる場合がございます。

(3) ご注意事項

a. メイン口座のお取引店以外に複数の店舗でお取引がある場合は、当行本支店の窓口等で当行所定の手続きが別途必要となります。

b. ご家族のお取引については、別途当行本支店の窓口で所定の手続きが必要となります。

c. 当座預金、有担保ローン（住宅ローン等）、事業性融資、マル優、特別マル優、財形預金（一般財形を除きます）、公共債、投資信託等の取引をご利用の場合は、本アプリか

ら住所変更手続きを申し込んだ後、別途当行本支店の窓口で所定の手続きが完了するまで住所変更手続きは完了いたしません。ただし、電話番号のみ変更する場合を除きます。

d. JCB カード（ひめぎん JCB デビット、ひめぎん JCB カード [asita]）をご利用の場合、本手続きをもって、お客さまから株式会社ジェーシービーへ届出事項の変更依頼があったものとしてお取扱いいたします。

(4) Trust Idiom に登録した個人情報の利用

お客さまが、当行（メイン口座が属するお取引店）にお届けいただいている住所・電話番号から、Trust Idiom に登録する内容が変更となっていた場合、Trust Idiom の登録（本手続き）をもって、お客さまから届け出事項の変更依頼があったものとしてお取扱いいたします（最大 5 営業日程度かかります）。

ただし、第 11 条第 3 項（1）～（3）に該当する場合は除きます。

11. ひめぎん通帳レス口座切替申込み

ひめぎん通帳レス口座（通帳を発行しない普通預金口座）へ切替ができます。

(1) 対象口座

a. 普通預金口座

b. 総合口座（総合口座に定期預金がセットされている口座、ひめぎんスウィング預金「スーパーズウィング」取引がある口座は、対象外となります）

なお、カードローン契約がある普通預金口座は、通帳レス口座への切替はできません。

12. ひめぎんポイント倶楽部照会・交換

ひめぎんポイント倶楽部のステージ、ステージポイントおよびギフトポイントを表示します。ギフトポイントについては、本アプリから交換申請が可能です。

(1) ステージポイント

毎月 25 日基準のお取引状況に応じて、翌月のステージポイントとステージが確定します。ステージにより当行 ATM 時間外手数料無料等の特典が受けられます。

(2) ギフトポイント

対象のお取引があれば、毎月自動的にギフトポイントがたまります。たまったギフトポイントは、本アプリよりポイント交換申請することで、当行所定の商品・サービス等と交換できます。

13. 入出金プッシュ通知

普通預金、貯蓄預金、カードローン口座で入出金取引があった場合に、自動でプッシュ通知にてお知らせします。通知金額および通知時間については本アプリ内のメニューから設定することが可能です。

14. ATM 出金ロック設定

お客さまの指定する口座について、キャッシュカードによる ATM 取引（出金）を制限し、または制限を解除することができます。なお、ATM 出金ロックの対象取引の種類は、キャッシュカードを利用した ATM による預金の払い戻し、振込、振替とします。

15. キャッシュカード利用限度額変更

お客さまの指定する口座について、キャッシュカードの 1 日あたりのご利用限度額の増額（引き上げ）や減額（引き下げ）が可能です。

ただし、「Trust Idiom（本人認証サービス）」の登録が完了するまで本アプリからキャッシュカード利用限度額変更を利用することはできません（後掲「第 11 条 Trust Idiom（本人認証サービス）の取扱い」）。

(1) 本アプリで変更可能な取引限度額

a. IC カード

0 円、10 万円、20 万円、30 万円、50 万円、100 万円、200 万円（7 種類）

(a) 他行 ATM での利用限度額は最大 50 万円です。変更後の限度額が 50 万円以内であれば同額に変更されます。50 万円を超える変更の場合は、最大の 50 万円が限度額として設定されます。

(b) 他行 ATM（MS）の利用限度額についてすでに 50 万円を超える金額を設定している場合、IC カードの限度額を減額すると、減額後の限度額に応じて 50 万円以下に設定されます。

例) 利用限度額を 200 万円→100 万円に変更した場合、IC：100 万円 MS：50 万円となる

- b. MS カード（磁気ストライプ）
0 円、10 万円、20 万円、30 万円、50 万円（5 種類）
- (2) ご注意事項
 - a. ご利用限度額は、お引き出し、振込・振替、J-Debit、Bank Pay 取引の合計金額となります。なお、本アプリで行う振替（30 万円/日）および振込（50 万円/日）については、対象外です。
 - b. 本アプリで変更可能な取引限度額以外をご希望の場合、当行本支店窓口にてお手続きください。

第 11 条（Trust Idiom（本人認証サービス）の取扱い）

1. Trust Idiom（本人認証サービス）の内容

Trust Idiom とは、ひめぎんアプリと端末機に登録された本人認証情報を紐づける本人認証サービスです（以下、「本サービス」といいます）。本サービスを使用することで、次項記載の対象取引を、より安全・便利にご利用いただけます。

2. 対象取引

- (1) 振込
- (2) 定期預金取引（預入・解約）
- (3) 住所・電話番号変更申込
- (4) キャッシュカード利用限度額変更

3. 本サービス利用対象者

ひめぎんアプリ登録済の個人のお客さま

ただし、下記の場合は本サービスにお申込みいただけません。本支店窓口等で各種変更手続き後にお申込みください。

- (1) 申込時のご入力内容と本人確認書類の内容が異なる場合
- (2) 当行（メイン口座が属するお取引店）にお届けの氏名と本サービス申込時の氏名が異なる場合（旧姓併記の場合を除きます）
- (3) 本アプリにご登録いただいているメイン口座が属するお取引店にて下記お取引があり、かつ当行（メイン口座が属するお取引店）にお届けいただいている住所、電話番号から、今回 Trust Idiom に登録する内容が変更となっていた場合
【別途手続きが必要となるお取引】
当座預金、有担保ローン（住宅ローン等）、事業性融資、マル優、特別マル優、財形預金（一般財形を除きます）、公共債、投資信託

4. 利用方法

第 2 項のいずれかの対象取引を初回利用する際、初回登録手続きを行います。初回登録以降については、登録した生体認証により利用が可能となります。

(1) 登録方法

上述記載の初回登録時、ご本人さま情報および口座情報の入力、本人確認書類および顔写真の撮影をしていただくことで、当行へデータが送信されます。その後、当行においてご本人さまの認証をしたのち、メールにて登録完了通知を送付します。登録完了後から前項「2.」の対象取引をご利用いただけるようになります。なお、ご本人さまの認証は完了まで数日かかる場合がございます。（最大 5 営業日程度かかります）

(2) ご利用可能な本人確認書類

- a. 運転免許証
- b. マイナンバーカード
- c. 在留カード
- d. 特別永住者証明書

5. 利用解除

ひめぎんアプリのサイドメニューから「本人認証サービスの登録内容変更」を選択いただき、Trust Idiom 専用アプリに遷移することで、トップメニューから退会のお手続きができます。（Trust Idiom 専用アプリを未インストールの場合は、各アプリストアからインストールのうえログインする必要があります。）

6. 各種再開方法について

(1) ひめぎんアプリのアカウントを削除した場合

ひめぎんアプリの「初回登録」から、削除前と同一のメイン口座を再登録することで、

本サービスの利用が再開できます。

- (2) 最終ログインから 90 日経過した場合
ひめぎんアプリの「初回登録」から、削除前と同一のメイン口座を再登録することで、本サービスの利用が再開できます。
- (3) ひめぎんアプリのメイン口座を移管した場合
本サービスのアカウント情報が無効となるため、再登録が必要となります。ひめぎんアプリを再インストールのうえ、お客さまが第 2 項の対象取引を選択した後、表示される「Trust Idiom アカウント登録状況確認」から携帯電話番号を入力し、再ログインおよび生体認証を再登録することで本サービスの利用が再開できます。
- (4) 端末機の機種変更をした場合
本サービスのアカウント情報が無効となるため、再登録が必要となります。ひめぎんアプリを再インストールのうえ、お客さまが第 2 項の対象取引を選択した後、表示される Trust Idiom 画面より、下記いずれかの手続きを行うことで利用可能となります。
 - a. 電話番号が変わる場合
「Trust Idiom アカウント登録状況確認」から携帯電話番号を入力し、再ログインのうえ、生体認証を再登録していただくことで本サービスの利用が再開できます。
 - b. 電話番号が変わらない場合
「Trust Idiom アカウント登録状況確認」から携帯電話番号を入力し、登録手続きすることで利用可能となります。

7. Trust Idiom に登録した個人情報の利用

- (1) お客さまが、当行(メイン口座が属するお取引店)にお届けいただいている住所・電話番号から、今回 Trust Idiom に登録する内容が変更となっていた場合、Trust Idiom の登録(本手続き)をもって、お客さまから届け出事項の変更依頼があったものとしてお取り扱いいたします。
ただし、第 11 条第 3 項 (1) ～ (3) に該当する場合は除きます。
- (2) JCB カード(ひめぎん JCB デビット、ひめぎん JCB カード [asita]) をご利用の場合、本手続きをもって、お客さまから株式会社ジェーシービーへ届出事項の変更依頼があったものとしてお取り扱いいたします。
ただし、第 11 条第 3 項 (1) ～ (3) に該当する場合は除きます。

8. 規約の適用

Trust Idiom に関し、本規約に定めのない事項については、後掲の「Trust Idiom 利用規約」により取り扱います。

第12条 (免責事項)

1. 次の各号の事由により本アプリの取扱に遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
 - (2) インターネット、移動体通信網、公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路(以下「インターネット等の通信経路」といいます)やお客様の端末機など、当行に有効な取引データが到達する前の段階で障害が生じたとき
 - (3) 当行が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
2. 環境設定の確保
お客さまが本アプリを利用する端末機および通信環境については、お客さまの責任において確保することとします。当行は所定の端末機での本アプリの動作について保証するものではありません。所定の端末機が正常に動作しなかったことにより取引が成立しない、または意図しない取引が成立した場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
3. 通信回線上の事故等
インターネット等の通信経路上における盗聴等、当行の責めによらない事由により、第三者がお客さまの情報やパスワード等を知り得たとしても、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。
4. 損害賠償
お客さまが本規約に違反し、これにより当行または第三者に損害が発生した場合、お客

さまがこれを賠償する責めを負います。

第13条（反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意）

1. お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. お客さまは本アプリ利用に際して、暴力団員等もしくは(1)の各号のいずれかに該当し、(2)の各号いずれかに該当する行為をし、または(1)にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当行との取引が停止され、または通知により当行との取引が解約されても異議を述べないものとします。取引の停止または解約によりお客さまに損害が生じた場合にも、当行になんらの請求を行わないものとします。また、当行に損害が生じた場合、お客さまが一切の責任を負うものとします。

第14条（規定の適用）

本規約に定めのない事項については、当行の各種預金規定、ひめぎんカード規定をはじめとする各種規定により取扱います。

第15条（規定の変更）

1. 本規約の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規約の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。効力発生日以降は本アプリに関する一切の事項は、変更後の本規定の内容によります。
2. 前項の場合において、お客さまに生じた損害について、当行は一切の責任をお負いません。

第16条（準拠法・管轄）

本規約の準拠法は日本法とします。本アプリに関し訴訟の必要が生じた場合には、当行（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上
(2022年6月13日現在)

「ひめぎんアプリ」の不正払い戻しによる被害補償に関する特約

1. 特約の適用範囲等

この特約は、「ひめぎんアプリ利用規約」（以下、「原規約」といいます）に定める事項に加え、以下の取り扱いを定めるものであり、この特約に定めがない事項に関しては原規約が適用されるものとします。

2. パスワード、生体認証データの盗用等による振込等

- (1) 損害の発生が盗取されたパスワード、生体認証データ等を用いて行われた不正な振込（以下、「不正な振込」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、「ひめぎんアプリ」登録者ご本人（以下、「登録者」といいます）は当行に対して後記（2）に定める補填対象額の請求を申出ることができます。
 - a. パスワード、生体認証データ等の盗取または不正な振込に気づいてから、すみやかに、当行への通知が行われていること。
 - b. 当行の調査に対し、登録者より十分な説明が行われていること。
 - c. 警察等の捜査機関に対し、被害にあった旨の連絡、被害事実の事情説明を行うとともに、当行の求めに応じて面談調査など被害状況の詳細確認のために協力をを行うこと。
 - d. 登録者は可能な限りにおいて、組戻し請求手続きを行うこと。
- (2) 前項の請求がなされた場合、不正な振込が登録者の故意または重過失による場合でなく、かつ、利用する端末の安全対策を十分に行っている等、登録者が無過失である場合、当行は当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを登録者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします）前の日以降になされた不正な振込にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます）を補てんするものとします（なお、登録者が無過失と認められない場合にも一部を補てんすることがあります）。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、パスワード、生体認証データ等の盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合に、当行は補償責任を負いません。
 - a. 登録者の故意または重過失による場合（次のいずれかに該当する場合を含むがこれらに限られない）。
 - (a) 他人にパスワード等を渡した場合、またはパスワード等を他人の目のつきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
 - (b) パスワード等を登録者の端末のメモ情報やインターネット上のデータ保管サービス（電子メールやクラウドサービス等）等、他人が容易にアクセス可能な場所に保存していた場合
 - (c) ウイルス感染等により、不正な払い戻しが行われる可能性を認識したにも関わらず、当行への通知を行っていない場合
 - (d) 当行が注意喚起した手口またはそれに類似する手口であると認識し、または容易に認識したにもかかわらず、パスワード等を入力してしまった場合
 - b. 不正な振込が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - (a) 不正な振込が登録者またはこの法定代理人の法令違反により行われたこと。
 - (b) 登録者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または、家事使用人によって行われたこと。
 - (c) 登録者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。
 - c. パスワード、生体認証データ等が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと。
 - d. 他人に譲渡・貸与した端末が使用されて発生した不正な振込。

- e. 登録者が原規約に違反した場合。
- f. 他人に強要され本サービスを不正利用した場合。
- (5) 当行が第2項に定める補てんを行う場合、不正な振込の支払原資となった預金（以下「対象預金」といいます）について、登録者に払い戻しを行っている場合には、この払い戻しを行った額の限度において、補てんは行わないものとします。また、登録者が、不正な振込を行ったものから損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行ったときは、当該補てんを行った金額の限度において、対象預金に関する権利は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った限度において、盗取されたパスワード等により不正な振込を行った者その他の第三者に対して登録者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

3. 規定の変更

この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると思われる場合には、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに原則として当行ホームページに掲載します。変更日以降は変更後の規定に従うものとします。この変更によって損害が生じたとしても、当行の故意または過失に基づく場合を除き、当行は責任を負いません。

以上

(2022年6月13日現在)

Trust Idiom 利用規約

Trust Idiom を利用する者（以下「利用者」）及び株式会社愛媛銀行（以下「当行」）の間では、「Trust Idiom」（以下「本サービス」）の利用に関し、以下に定める条件（以下「本規約」）が適用されます。

第1条（本サービスの機能）

利用者は、本サービスにより以下に掲げる事項を行うことができます。

- （1）当行との取引に関連し、犯罪収益移転防止法上の取引時確認その他の確認を受けること（以下「本確認」）。
- （2）当行に対する口座振替の依頼その他の取引に当たり、当行から認証を受けること（以下「本認証」）。
- （3）本認証を受けるために、氏名、住所その他の別途当行が定める本人特定事項の確認を受けること。
- （4）本認証を受けるために、生体情報の設定を行うこと（以下「本設定」）。

第2条（契約の成立）

利用者が本サービスの利用を開始した時点で、利用者は本規約に同意したものとみなされ、利用者と当行の間に本規約に基づく契約（以下「本契約」）が成立するものとします。

第3条（利用許諾）

- 1 利用者は、当行が別途指定する機器及び利用環境（以下「本機器等」）において、第1条に定める事項を目的とし、かつ当該目的のために必要な範囲に限り、本サービスを使用することができるものとします。
- 2 当行は本サービスに係る知的財産権その他の権利につき、利用者に対して譲渡を行うものではありません。

第4条（本設定）

- 1 利用者が本設定を完了した場合、利用者は生体情報によって本認証を受けることが可能となります。
- 2 利用者が本設定において用いることができる生体情報の種類及び方式は、本機器等によって異なります。

第5条（利用者の遵守事項）

利用者は、本サービスを利用するに当たり、以下に掲げる事項を遵守するものとします。

- （1）本サービスのログインID及びパスワードにつき、第三者に推測されにくいものとするとともに、秘密性を保つための合理的な手段を講じること。
- （2）本サービスのログインID及びパスワード並びに画面ロック解除情報を入力する際は、正確な情報を入力すること。
- （3）本サービスのログインID及びパスワード並びに画面ロック解除情報の漏洩、第三者による本サービスの利用、本機器等の紛失その他の本サービスの不正利用のおそれが認められる事由が生じた場合は、直ちに当行に連絡すること。

第6条（禁止事項）

利用者は、以下に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- （1）本機器等を生体情報または画面ロック解除情報を登録した状態で第三者に貸与または譲渡すること。
- （2）本サービスを営利目的で利用すること。
- （3）本サービスについて、改変、改ざん、リバースエンジニアリング（逆コンパイル、逆アセンブル等、主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）または手段の如何を問わず本サービスに関するソースコードの抽出を試みること。

- (4) 当行の定める手順に反する方法で本サービスに関してインストールを行い、または利用すること。
- (5) 本サービスを法令または公序良俗に反するおそれのある方法で利用すること。

第7条（本契約の解約等）

- 1 当行は、利用者が前条に掲げる行為を行った場合その他いつでも、利用者に対する事前の周知または通知を行うことなく、本サービスの全部または一部に係る機能変更、利用停止、本契約の解約その他本サービスに関する一切の事項を行うことができるものとし、この場合、当行は、利用者の本機器等上の本サービスに関するアプリを変更または消去することがあります。
- 2 利用者は、当行に対して別途当行が定める方法により連絡することにより、本サービスの利用を停止し、また本契約を解約することができます。

第8条（利用者の責任）

- 1 利用者が本規約に違反した場合、当行は本契約を何らの催告も要することなく解除することができ、かつ利用者は当行が被った損害を賠償するものとします。
- 2 利用者による本サービスの利用に関し、第三者との間で紛争等が生じた場合は、利用者は自らの費用と責任においてこれを解決するものとします。

第9条（当行の免責）

- 1 利用者の本サービスのアカウントに登録されているログインID、生体情報を用いた本サービスの利用があった場合は、当行は当該利用を利用者本人による利用とみなすものとします。
- 2 当行は本サービスの利用可能性、確実性、完全性、特定目的への適合性その他の一切の事項につき、利用者に対して保証を行いません。
- 3 当行が利用者に対して損害賠償義務を負う場合であっても、その責任の範囲は通常損害に限られ、拡大損害、間接損害または特別損害には及ばないものとします。

第10条（契約上の地位の譲渡禁止等）

利用者は、本契約上の地位の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

第11条（アカウントの失効）

本契約が終了した場合、当行は利用者のアカウントを削除することができるものとします。

第12条（規約変更）

本規約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると思われる場合には、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。変更日以降は変更後の規定に従うものとし、この変更によって損害が生じたとしても、当行の故意または過失に基づく場合を除き、当行は責任を負いません。

第13条（存続条項）

6条、7条、8条、9条、14条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

第14条（準拠法・管轄）

本契約は、日本国の法令を準拠法とします。また本契約に関連する一切の紛争は、当行（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、これを解決するものとします。

以上
(2022年6月13日現在)

